

愛媛県総合運動公園管理運営要綱

(趣 旨)

第1条 愛媛県総合運動公園（以下「運動公園」という。）の指定管理者である公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）が行う運動公園の管理運営については、愛媛県立都市公園条例（昭和34年3月24日条例第19号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(開園時間等)

第2条 運動公園の開園時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 運動公園の各スポーツ施設の利用時間は、陸上競技場、体育館、補助体育館、テニスコート（屋根なし、屋根付き）、多目的広場及び弓道場は、午前9時から午後9時までとし、補助競技場、球技場及び相撲場は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 事業団の理事長（以下「理事長」という。）は、前2項の規定にかかわらず、管理運営上特に必要があると認められる場合は、開園時間及び利用時間を変更することがある。
- 4 第2項に規定するスポーツ施設及び管理運営上支障がある施設（以下「スポーツ施設等」という。）を除き、運動公園は自由な利用に供するものとする。

(休園日等)

第3条 運動公園の休園日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、管理運営上特に必要があると認められる場合は、臨時に休園し、又は休園日に運動公園を利用させることがある。
- 3 理事長は、管理運営上特に必要があると認められる場合は、スポーツ施設等の全部又は一部の利用を休止することがある。

(利用の形態)

第4条 第2条第2項に規定する施設の利用の形態は、専用利用及び共同利用とする。

- 2 専用利用とは、施設の全部又は一部を専用して利用することをいう。
- 3 共同利用とは、共同で施設を利用することをいう。

(専用利用)

第5条 専用利用をしようとする者は、原則として、利用日の3ヵ月前から5日前までにえひめ施設利用予約システム（以下「予約システム」という。）で予約しなければならない。ただし、予約システムを利用できない場合は、運動公園の窓口、電話及びメール等で仮予約ができるものとする。

- 2 前項後段における予約システム以外の方法で専用利用をしようとする者は、利用日の3ヵ月前から5日前までに愛媛県総合運動公園利用許可申請書（様式第1の1

号、以下「利用許可申請書」という。)を事業団に提出し予約を確定しなければならない。ただし理事長は、大会等での利用を目的とせず付属施設の利用がないテニスコート(屋根なし)の利用については、前項前段にかかわらず利用開始時刻1時間前まで愛媛県総合運動公園利用許可申請書(様式第1の3号)の提出を受付けるものとする。

- 3 理事長は、前項に定める愛媛県総合運動公園利用許可申請書は、開園日の午前9時から午後8時までの間に受付けるものとする。
- 4 理事長は、第1項に定める予約システムで予約を受け付けた場合(様式第1の2号)又は利用許可申請書(様式第1の1号)を受付けた場合は、その内容を審査し適当であると認めるときは、施設の利用を許可し、利用料金の請求を行うものとする。
- 5 理事長は、利用料金が納付(以下、納付にはキャッシュレス納付を含む)された場合は、当該申請をした者に対し、愛媛県総合運動公園利用許可書(様式第2号、電子交付を含む。以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。この場合において、運動公園の管理運営又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。
- 6 理事長は、第2項に定める期間外の利用許可申請書の提出であっても、特に理由があると認めるときは、同項の利用の許可をすることができる。
- 7 運動公園の利用の許可を受けた者(以下「専用利用者」という。)は、運動公園の利用に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の変更)

第6条 専用利用者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、原則として、利用日の5日前までに愛媛県総合運動公園利用変更許可申請書(様式第3号)に利用許可書を添えて理事長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 利用日時、利用施設
- (2) 入場料の有無
- (3) その他、許可に係る事項

- 2 理事長は、変更理由がやむを得ないと認められ、かつ変更しようとする日時に予約が入っていない場合に限り許可するものとする。ただし、テニスコートの屋根付きから屋根なしへの利用施設の変更は認めない。

(許可の取消し等)

第7条 理事長は、専用利用者が条例第15条の9の規定に該当する場合又は利用料金が納付されないときは、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、管理運営上等特に必要があると認められる場合は、利用の許可を取り消し、停止することができる。

(利用料金の納付)

第8条 専用利用者は、利用料金を利用日の5日前までに事業団に前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、利用料金を後納させ、又は分納させることができるものとし、納付しようとする者は、利用日の5日前までに愛媛県総合運動公園利用料金後納(分納)承認申請書(様式第4号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 競技団体が入場料を徴収して、専用利用する場合に、利用料の額に入場料収入額の10分の1の額を加算金として納付する場合。

(2) 競技団体以外のものが入場料を徴収して専用利用する場合に、利用料の額に入場料収入額の5分の1の額を加算金として納付する場合。

(3) 国又は地方公共団体が利用する場合

(4) その他、理事長がやむを得ないと認める場合。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、利用後に利用料を後納することができる。

(1) 許可された利用時間を超えて利用する場合

(2) 運動公園の附属設備及び備品を利用する場合

(利用料金の不還付)

第9条 事業団が既に収受した利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、愛媛県総合運動公園施設利用料金還付申請書(様式5号)を理事長に提出し、還付を受けることができる。

(1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。

(2) その他、理事長がやむを得ないと認めたとき

(共同利用)

第10条 運動公園の施設は、専用利用がない場合及び管理運営上支障がない場合に限り共同利用を受入れるものとする。共同利用の予約は行うことができないものとする。

2 共同利用をしようとする者は、別に定める愛媛県総合運動公園共同利用許可申請書(以下「共同利用申請書」という。)を、利用日当日に事業団に提出のうえ、事業団に利用料金を納付し、その許可を受けなければならない。

3 理事長は、共同利用申請書を受付けた時点で提示する利用上の注意事項の遵守を条件に、施設の利用を許可するものとする。

4 第7条の規定は、前項により共同利用の許可を受けた者について準用する。

(利用料金の額)

第11条 条例第15条の11の規定に基づいて事業団が定める利用料金の額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第12条 条例第15条の12第2号の規定に基づき、「総合運動公園の管理運営に関する基本協定書」第32条第4号で知事が特に必要があると認めて指示するときは、次のとおりとする。

- (1) 「ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免規則」(平成15年愛媛県規則第50号)第2条2項に規定する「いーよポイント」との引換えによる施設等の利用申込みがあった場合。
- (2) 愛媛FCが陸上競技場及び陸上競技場ナイター設備を利用する場合及び愛媛オレンジバイキングスが体育館を利用する場合。
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者(介護を要する者1名につき1名)並びに65歳以上の者(以下「身体障がい者等」という。)が施設等を利用する場合(施設を専用利用する場合にあっては、身体障がい者等のみが利用する場合に限る。)

2 条例第15条の12第3号の規定に基づき、事業団が減免を行う場合は、第2条第2項に規定する施設を利用する者の間の均衡を失わない範囲内において理事長が必要と認めた場合とする。

3 条例第15条の12の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、愛媛県総合運動公園利用料金減免申請書(様式第6号)及び事業の実施要領等に該当すると認め得る書類を提出しなければならない。

4 第1項第1号の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、いーよネット愛媛県運動公園施設利用料金減免申請書(様式第7号)に、いーよシールを貼付し、提出しなければならない。

(遵守事項等)

第13条 運動公園に入園した者(以下「運動公園利用者」という。)は、条例第3条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運動公園において、他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) 運動公園の施設、附属施設、設備及び備品を損傷しないこと。
- (3) 承認を得ないで施設、附属設備及び備品の原状を変更しないこと。
- (4) 利用の許可を受けた施設、附属設備及び備品以外のもの(予め届け出た搬入物品を除く)を利用しないこと。
- (5) 承認を得ないで、附属設備及び備品を運動公園の外に持ち出さないこと。
- (6) 利用時間を厳守し、利用後はすみやかに施設から退出すること。
- (7) 飲食及び喫煙は指定された場所で行うこと。
- (8) 承認を得ないで、運動公園において宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、又は掲示しないこと。

- (9) 承認を得ないで、運動公園の施設、附属施設から電気、水道水を取得しないこと。
 - (10) 施設内へ動物類を持込まないこと。ただし、盲導犬、介助犬等は、この限りでない。
 - (11) 運動公園の職員の指示に従うこと。
 - (12) 前各号に定めるもののほか、運動公園の秩序を乱すような行為をしないこと。
- 2 中央広場、子ども広場及び幼年広場等を多人数で利用をしようとする者、並びにキャンプ場又はオリエンテーリングコースを利用しようとする者は、愛媛県総合運動公園内施設利用申込書（様式第8号）を理事長に提出し、条例及び前項に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 3 業務上又は大会等のイベント開催において、運動公園内（幹線道路及び幹線道路沿いの駐車場を除く。）への車両の乗り入れ及び駐車を必要とする者は、愛媛県総合運動公園内車両進入及び臨時駐車許可申請書（様式第9号。以下「駐車許可申請書」という。）を理事長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 理事長は、駐車許可申請書を受付けた場合は、その内容を審査し適当であると認めるときは、駐車許可申請書記載の許可の条件を遵守することを条件に許可するものとする。

（施設等損傷の届出）

第14条 運動公園利用者は施設、附属施設、設備及び備品を損傷した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

- 2 理事長は、前項の届出のうち重大なものは、愛媛県にその旨を報告するものとする。

（損害賠償等）

第15条 事業団は、自己の責めに帰すべき理由により運動公園の施設等を滅失、損傷し、又は汚損した者に対して、原状に回復させ、又はそれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（原状回復義務）

第16条 運動公園利用者は、運動公園の施設、附属施設、設備及び備品の利用を終えたときは、運動公園の職員の指示に従い、すみやかに設備及び備品を所定の場所に整理し、運動公園に搬入した物品を搬出し、利用により生じたごみを回収するなど原状回復をしなければならない。

（利用の指示及び調査）

第17条 理事長は、運動公園の秩序の維持及び管理上必要があると認めるときは、運動公園利用者に対し、その利用について指示をし、又は利用中の施設に運動公園の職員を立ち入らせ、利用の現状を調査させることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるものを除くほか、運動公園の管理運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

愛媛県総合運動公園利用許可申請書

年 月 日

公益財団法人
愛媛県スポーツ振興事業団理事長 様

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

(申請者連絡先) TEL () -

次のとおり公園施設を専用利用したいので許可されるよう申請します。

専用利用 しようとする 有料公園施設	<input type="checkbox"/> エンジンスタジアム <input type="checkbox"/> 補助競技場 <input type="checkbox"/> 多目的広場 <input type="checkbox"/> 球技場 <input type="checkbox"/> 体育館(全面・2/3・1/2・1/3) <input type="checkbox"/> 補助体育館(全面・1/2) <input type="checkbox"/> テニスコート屋根なし(全面・面) <input type="checkbox"/> テニスコート屋根付き(全面・面) <input type="checkbox"/> 相撲場 <input type="checkbox"/> 弓道場(全面・1/2) <input type="checkbox"/> その他付属施設等(裏面)		
利用の目的 (大会名称等)	()		
専用利用 年月日及び時間	年 月 日()	: ~	: (準備・試合)
	年 月 日()	: ~	: (準備・試合)
	年 月 日()	: ~	: (準備・試合)
	年 月 日()	: ~	: (準備・試合)
	年 月 日()	: ~	: (準備・試合)
参加人員 (観覧者等)	選手	人	駐車場利用 見込台数
	役員・審判員	人	
	(観覧者等)	人	
利用者の区分	一般・学生(大学生等・高校生・中学生・小学生)・園児		
入場料徴収の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	営利等の区分	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利
行為許可の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	映像配信の有無 (SNSを含む)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (配信の種類:)
利用の情報公開	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否		
担当者及び連絡先	氏名: 連絡先 TEL () -		

注意1 申請書中の□のある欄は該当する□の中にレ印を付け、それ以外は○で囲んでください。

注意2 施設の利用に際し、次の各項目を確認し相違ない場合は次の□の中にレ印を付けてください。

- 申請書に虚偽の記載がなく、許可された場合は利用上の注意事項を遵守すること
- 利用に際し行うことには不法行為を含まず、反社会的又は公序良俗に反するものでないこと
- 申請書に虚偽の記載がある場合又は許可の条件に反した場合は、許可を取り消されても異議を申し立てないこと

事務局使用欄

愛媛県総合運動公園利用許可書

年 月 日

様

公益財団法人

愛媛県スポーツ振興事業団 理事長

利用施設及び 利用日時	利用施設	年月日	利用区分
行事等の名称			
許可の条件			
利用上の注意	裏面記載の利用上の注意事項と許可の条件を遵守すること。		
(備 考)			

許可の条件

利用者は、都市公園法、同施行令並びに愛媛県立都市公園条例、愛媛県総合運動公園管理運営要綱に定める事項に従うことのほか、次の事項を守らなければならない。

- 1 利用許可書記載の許可の条件及び利用時間を遵守すること。
- 2 愛媛県総合運動公園(以下「運動公園」という)の施設、付属設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちに、その旨を運動公園の職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他運動公園を利用する者の責めに帰することが出来ない理由により利用が不能となったとき以外は、納付した利用料は返還しない。
- 4 運動公園の施設、付属設備等の利用を終えた時は、直ちに当該施設、付属設備等を原状に回復するとともに、その旨を運動公園の職員に届け出ること。
- 5 各施設の利用においては運動公園の職員の指示に従うこと。

利用上の注意事項

利用者は、愛媛県総合運動公園管理運営要綱第12条に定める事項を遵守するほか、次の事項に注意すること。

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止対策のため、利用者、次の各号に示す対策等を確実に行うこと。
 - (1) 参加者の体調等の確認を含め、人が集まる場における適切な感染予防対策の実施。
 - (2) 密閉空間・密集場所・密接場面など、集団感染発生リスクが高い状況の回避。
 - (3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力。
 - (4) その他、感染予防・拡大防止に資すること。
- 2 次の各号の一に該当するときは、利用許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止することがある。
 - (1) 利用者が愛媛県立都市公園条例第15条の9の規程に該当すると認める場合若しくは利用料金が納付されないとき。
 - (2) 災害等の対応のため、愛媛県、松山市が利用許可施設を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
 - (3) 許可の条件に違反したと認めるとき。
 - (4) 愛媛県暴力団排除条例の規程に該当すると認めるとき。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止のため、必要と認めたとき。
 - (6) その他管理運営上やむを得ない理由があるとき。

愛媛県総合運動公園利用変更許可申請書			
年 月 日			
公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団 理事長 様			
住 所			
申請者 団 体 名			
代表者氏名			
変更事項	変更前	変更後	変更理由
(備 考)			

注意 愛媛県総合運動公園利用許可書（様式第2号）を添付してください。

愛媛県総合運動公園利用料金後納(分納)承認申請書

年 月 日

公益財団法人

愛媛県スポーツ振興事業団 理事長 様

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

次のとおり、利用料の後納(分納)を申請します。

利用施設名	
利用年月日	
大会名	
後納(分納) の理由	
備考	

愛媛県総合運動公園施設利用料金還付申請書

年 月 日

公益財団法人

愛媛県スポーツ振興事業団 理事長 様

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

次のとおり、有料公園施設を利用しなかったため、利用料金の還付を申請します。

利用の許可を受けた年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
利用施設名	
施設を利用しなかった理由	
利用料金支払日	年 月 日
利用料金支払済額	
還付金額	
還付金額積算基礎	

年 月 日

愛媛県総合運動公園利用料金減免申請書

公益財団法人

愛媛県スポーツ振興事業団 理事長 様

申請者 住 所

団体名

代表者名

次のとおり、愛媛県総合運動公園利用料金の減免を申請します。

大会の名称						
主催者						
共催・後援						
利用日						
利用施設						
減免の理由						
減免の率等	<input type="checkbox"/> 全額免除		<input type="checkbox"/> 2分の1額		<input type="checkbox"/> その他 (率)	
減免の金額	算定の根拠となる利用料金				減免率	減免額
	利用施設名	単価	時間等	利用料金		
					/	/
	(合計)					

いーよネット 愛媛県総合運動公園施設利用料金減免申請書

年 月 日

公益財団法人
愛媛県スポーツ振興事業団 理事長 様

次のとおり利用料金の減免を申請します。

1. いーよシールを使用する人及びポイント数

申請者		
1. 本人が取得のポイント	ポイント	
2. 寄附を受けたポイント	ポイント	→どこからの寄附か
合 計	ポイント	

2. 利用したい施設名と対象項目

利 用 日	年 月 日
施 設 名	
利 用 区 分	専用 ・ 共同 一日 ・ 半日 ()
減免前の料金	
減 免 の 額	100円 × ポイント = 円

3. 必要な数の「いーよシール」を貼ってください。

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10

(裏面)

駐車車両内訳				駐車車両内訳			
No.	駐車車両運転者	役割等	車両別	No.	駐車車両運転者	役割等	車両別
1				31			
2				32			
3				33			
4				34			
5				35			
6				36			
7				37			
8				38			
9				39			
10				40			
11				41			
12				42			
13				43			
14				44			
15				45			
16				46			
17				47			
18				48			
19				49			
20				50			
21				51			
22				52			
23				53			
24				54			
25				55			
26				56			
27				57			
28				58			
29				59			
30				60			

※役割等欄には、大会の役員・審判者等大会の運営上の立場を記入すること。各種イベントにおいても同様とすること。

※車両別欄には、表に記載している大型自動車、中型自動車、普通自動車等の車両の種類ごとに、それぞれ大型、中型、普通、二輪、原付、自転車と記載すること。